

募 集 要 領

1 概要

宮城県東松島市矢本字板取 8 5 に所在する航空自衛隊松島基地において、職員及び来訪者等の利便性を確保するため、展示即売店の設置及び経営を行う業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」又は「物品の販売等」の競争参加資格を有すること又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (8) 業務の全部又は一部を第三者へ委託又は譲渡することなく、関連業務のすべてを自社で遂行できること。

3 設置施設の所在地及び名称

宮城県東松島市矢本字板取 8 5

航空自衛隊松島基地

厚生センター入口ホール（区画 5 m²）

厚生センター北側駐車場（区画 1 1 m²）（屋外）

【重要】

4 公募説明会（募集要領、仕様書及び設置場所の説明）

本説明会に参加しない業者は、公募に参加できない。

- (1) 日時：令和5年10月4日(水)10時00分～
- (2) 場所：航空自衛隊松島基地 厚生センター2階会議室
- (3) 携行品：顔写真付き身分証明書、募集要領、仕様書

※参加希望者（各業者2名以内）は、令和5年10月3日(火)10時までに会社名、業種、参加者氏名、電話番号を以下の連絡先まで通知すること。

連絡先

宮城県東松島市矢本字板取85

航空自衛隊松島基地 第4航空団基地業務群業務隊厚生班 展示即売店公募係

電話：0225-82-2111（内線274）

5 設置条件

(1) 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可。

(2) 募集業種

主に食事として提供されるもの（カレーライス、丼物、ピザ、弁当等）以外の業種（商品）。

(3) 販売禁止品目

ア 酒類及び酒類類似のノンアルコール飲料。

イ アに掲げるもののほか、販売することがふさわしくないと航空自衛隊第4航空団司令が認めるもの。

(4) 国有財産使用料

未定。決定次第通知する。

(5) その他

別添仕様書のとおり。

6 応募手続き等

(1) 申請書等の提出

設置を希望する者は、下記のとおり、アの提出書類を、イの提出先に、ウの提出期限までに提出すること。なお、提出された書類は、返却しない。

ア 提出書類

(ア) 申請書（別紙様式第1）

(イ) 企画提案書（別紙様式第2）及び附属書類（別紙様式第3、第4）

すべての項目を、必ず記載すること。

主な販売予定商品・販売価格については別紙様式第3に記載すること。

出店希望日については別紙様式第4に記載すること。

(ウ) 企画提案書付属資料

販売商品カタログ、その他企画提案書の具体的資料等。資料はA4版とし、ステープル等で簡素に綴じること。

(エ) 参加資格確認書類

公募参加資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。関係書類の不備または参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。

なお、防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者については、「資格審査結果通知書」の写しをもってb、c、d及びeに代えることができる。

- a 業務確約書（別紙様式第5）
- b 登記簿謄本（個人である業者にあつては戸籍抄本）
- c 営業経歴書（任意様式：会社の商号・所在地、代表者役職・氏名、沿革（営業年数）、役員や従業員数の概要、営業品目、営業所の所在状況等）
- d 財務諸表（個人：直近の（申請日直前1年以内に税務署に提出した）所得税青色申告決算書、確定申告書、法人：直近の（申請日直前1年以内に確定した）貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書、決算報告書等）
- e 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書（法人：その3の3、個人：その3の2）（発行後3ヶ月以内のもの）
- f 会社概要（任意様式、パンフレット可）
- g 印鑑証明書（法人である業者において、実印登録した社印のない場合は「印章届出書」（別紙様式第6）をもって代える）（発行後3ヶ月以内のもの）
- h 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し（該当する業種のみ）
- i 誓約書（別紙様式第7）
- j 役員名簿（別紙様式第8）

イ 提出先

〒981-0503

宮城県東松島市矢本字板取85

航空自衛隊松島基地

第4航空団基地業務群業務隊厚生班 展示即売店公募担当 宛

電話：0225-82-2111（内線274）

ウ 提出期限

令和5年10月23日（月）17時

エ 受付時間

9時～17時（土日祝日を除く）

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があつた場合は、失格とする。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合
- ウ 提出書類等に虚偽の記載があつた場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があつたと認められる場合
- オ その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

企画提案書は提出後の変更（修正、差し替え、削除、追加）を禁止する。

7 選考方法

選出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。ただし、決定業者に辞退または失格等があったときは、次点の者とする場合がある。

なお、いかなる理由であっても、業者決定結果については異議を申し立てることができないものとする。

8 業者決定

令和5年11月1日（水）（予定）

9 業者決定後の提出書類

展示即売店の設置及び経営の業者として決定された者は、国有財産使用許可申請等に関して必要な書類を提出しなければならない。提出書類の詳細、提出期限等については別示する。

10 使用可能日

令和6年度展示即売店使用可能日（別紙様式第4）のとおり。ただし、1月あたりの使用日数は2日以内とする。

また、希望する使用日が業者間で競合する場合、担当職員が調整することがある。

11 その他

提出書類における個人情報については、この公募の目的の範囲において使用し、他の目的には使用しない。

令和 年 月 日

申 請 書

航空自衛隊
第 4 航空団司令 殿

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名

印

法人・個人の別 法人・個人
担当者氏名：
電 話：
F A X：

宮城県東松島市矢本字板取 8 5 に所在する航空自衛隊松島基地において、展示即売店を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。
なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

企画提案書

会 社 名：

① 主な販売予定商品・販売価格表（別紙様式第3に記入）
② 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置（200字以内）
③ クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法（200字以内）
④ 会社概要 (1) 本社所在地 (2) 設立年月日 (3) 資本金 (4) 社員数 (5) 店舗数 (6) 売上高
⑤ その他のアピールポイント
⑥ 令和6年度展示即売店出店希望日（別紙様式第4に記入）

主な販売予定商品・販売価格表

[illegible]

令和6年度展示即売店使用可能日

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
4月	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
5月	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
6月	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
7月	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
8月	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
9月	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
10月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
11月	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
12月	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
1月	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
2月	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
3月	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月

令和 年 月 日

業務確約書

航空自衛隊

第 4 航空団司令 殿

「航空自衛隊松島基地における展示即売店の設置及び経営の業務」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約致します。

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人・個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

印章届出書

令和 年 月 日

航空自衛隊
第4航空団司令 殿

所在地

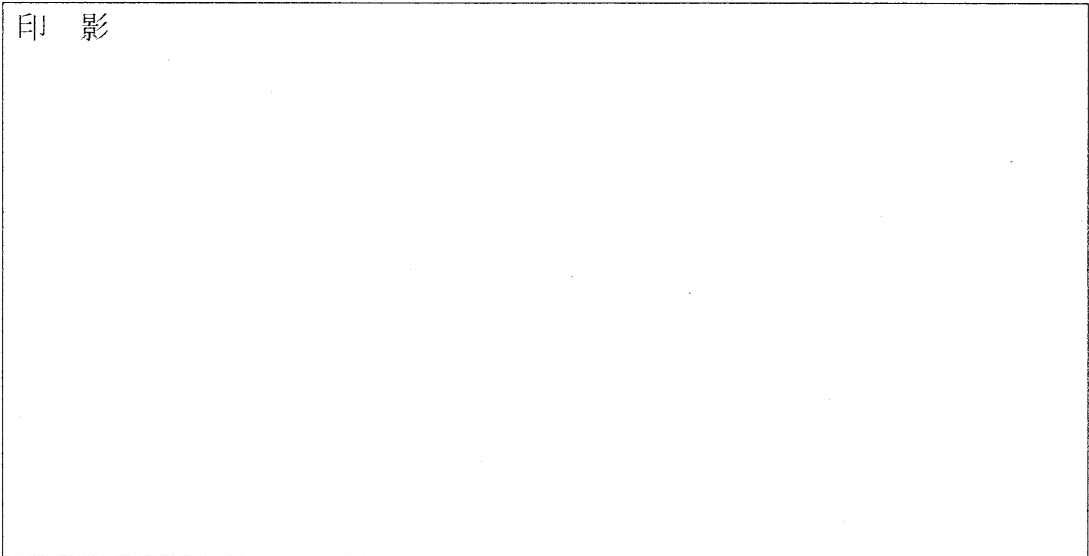
商号又は名称

代表者氏名

展示即売店の業務に関する正規の届出、報告等の文書においては下記の印章を用いることを届け出ます。

下記の印章を用いていない文書については、公式なものとして取り扱われないことに不服ありません。

印 影



誓 約 書

☐私☐当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用しているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式第8により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標

ぼうゴロ（※１）、政治活動標ぼうゴロ（※２）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。

- (2) (1) による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※１ 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者。

※２ 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者。

防衛省所管国有財産部局長

東北防衛局長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

印

令和 年 月 日

役 員 名 簿

[illegible]

仕 様 書

1 業務件名

航空自衛隊松島基地における展示即売店の設置及び経営

2 業務内容

展示即売店の設置及び経営

3 相手方の決定

本業務を行う者については、航空自衛隊第4航空団司令（以下、「甲」という。）が決定する。

4 国有財産の使用許可

(1) 本業務を行う者は、展示即売店の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。

(2) 次の各号に該当する場合は、使用許可を変更又は、取り消すことがある。

ア 国有財産の使用許可の相手方（以下、「乙」という。）が許可条件に違反したとき。

イ 乙が自己都合による業務の解除をするとき。

ウ 国において使用物件を必要とするとき。

エ 乙の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

オ 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

カ 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

キ 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

ク 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(3) 使用許可期間が満了したとき、又は前項により、使用許可を取り消された場合は、乙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。

また、この場合乙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

5 乙の資格

乙は、以下の条件を満たしていること。

- (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

6 国有財産使用料

- (1) 乙は、展示即売店の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。
- (2) 国有財産使用料は、東北防衛局長の示す額とする。
- (3) 国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納すること。

なお、東北防衛局長の算定した金額を支払うことができない場合は、その業者は失格とする。

7 設置場所

設置場所については、国有財産使用許可申請書において、東北防衛局長が指定するものとする。

8 使用許可期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日の間のうち、甲と乙が協議して決定する日とする。なお、使用可能日は別添「令和6年度展示即売店使用可能日」のとおり。ただし、1月あたりの使用日数は2日以内とする。また、希望する使用日が業者間で競合する場合、担当職員が調整することがある。

9 費用負担

本業務に伴う費用は、乙の負担とする。

10 名義使用の制限

乙は、自己の営業上の取引に関して、甲の名義を使用してはならない。

11 管理責任

- (1) 乙は、自らの責任において展示即売店を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 乙は、従事員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。
- (3) 乙の従事者は、日本国籍を有する者とし、また、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

12 衛生等の保持

乙は、乙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。

13 情報保全の遵守

- (1) 乙は、甲及び担当職員（以下、「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が乙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 乙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

14 損害賠償

乙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

15 自己都合による業務の解除

乙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、3ヶ月前までに甲に申請し、甲の指示に従い解除することができる。この際、乙は残期間に相当する使用料及び使用物件の維持保存に要した費用等を請求することはできない。

また、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立を行う者は、当該手続開始前に解除を申出ること。

16 業務仕様

- (1) 乙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (3) 展示即売店の設置、移設及び撤去に係る費用は、乙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (4) 電気及びガス並びに水道の使用は認めない。
- (5) 販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、担当職員の指示に可能な限り従うものとする。
- (6) 営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合は、乙は、営業許可を取得した後、販売すること。
- (7) 乙は、商品の瑕疵等について、利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (8) 乙は、各日の設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものと

する。

- (9) 乙は、毎月の販売数量及び売上金額（別紙様式第1）を翌月10日までに、会計年度の収支（別紙様式第2）を翌会計年度5月末日までに担当職員に提出すること。
- (10) 乙は、本業務の従事者に係る書類（履歴書（写し））など、甲が必要と判断した書類の提出を求められた場合には、担当職員に提出しなければならない。
- (11) 乙は、販売品目に重大なトラブル（異物混入、食中毒等）が発生した場合には、担当者に速やかに報告するとともに、直ちに商品を回収し、甲の指示（全商品の販売停止を含む）に従わなければならない。
- (12) 乙は、使用物件の一部を第三者に転貸し、第三者と共同で使用してはならない。
- (13) 乙は、本仕様書に記載されている遵守項目に違反した場合及び故意または過失により甲、東北防衛局長または利用者に被害が発生した場合は、直ちに業務を取り消すとともに、次回以降、業務に従事できない場合がある。
- (14) 使用予定日に業務、行事、緊急事態の発生等により施設を国が使用する必要が生じた場合は、国が使用する。なお、代替の使用日については別途協議する。
- (15) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び乙の間で協議する。

売 上 月 計 表

令和 年 月 日

航空自衛隊
第 4 航空団司令 殿

事業者名 住所

名称

令和 年 月

月 日	金 額 (円)	摘 要

※前月分を毎月 10 日までに提出してください。

毎日の売上金額は、消費税及び地方消費税込みの金額を記入してください。

収 支 計 算 書

令和 年 月 日

航空自衛隊

第4航空団司令 殿

事業者名 住所

名称

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

(単位：円)

科 目	金 額		科 目	金 額

※会計年度分を翌会計年度5月末日までに提出してください。